

野田市告示第273号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収及び収納の事務を次のとおり委託する。

令和4年9月30日

野田市長 鈴木 有

1 事務委託者

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

野田市文化会館・櫛のホール活性化共同体

共同事業体の代表者 アクティオ株式会社

(野田市生涯学習センター) 職員 永井 隆裕

(野田市生涯学習センター) 受付 岡田 弘司

2 歳入の種類

複写機及び印刷機の使用料金

公衆電話の使用料金

3 委託期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで